

# 虐待防止のための指針

令和5年4月1日

社会福祉法人上山市社会福祉協議会

# 社会福祉法人上山市社会福祉協議会 虐待防止のための指針

## 1 虐待防止に関する基本的な考え方

### (1) 法人としての理念

介護サービス並びに障がいサービス利用者(以下「ご利用者」という)への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法及び障がい者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたります。

### (2) 虐待の定義

#### ① 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体的外傷や痛みを与え、又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

#### ② 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

#### ③ 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

#### ④ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をし、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

#### ⑤ 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 2 虐待防止のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、虐待防止のため体制を維持・強化します。

### (1) 虐待防止・身体的拘束等適正化検討委員会の設置・開催

虐待防止・身体的拘束等適正化検討委員会(以下「委員会」という)を次のとおり設置し、虐待防止に関する取り組み等の確認・防止等を検討します。

① 委員会は事務局長、事業所管理者及びサービス提供責任者をもって構成します。

② 委員会は年1回以上開催します。

## (2) 委員会の検討事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範及び職員への周知に関する事
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関する事
- ⑤ 虐待が発生した場合に、その対応に関する事
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関する事

## (3) 記録及び周知

委員会での検討内容を適切に記録・保管し、委員会の結果について、職員に周知をします。

## (4) 責任者(担当者)

本会が行う介護サービス並びに障がいサービスの事業所(以下「事業所」という)単位に虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者(担当者)を置き、その責任者は、事業所の管理者とします。

## 3 虐待防止のための職員の研修

虐待防止のため、介護支援専門員、訪問介護員、介護職員及びその他の職員を対象とした研修を実施します。職員採用時の他、年1回以上実施します。

研修の実施にあたっては、実施日、実施場所、研修内容(研修概要)を記載した記録を作成します。

## 4 虐待等に関する報告

- (1) 利用者、利用家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (4) 事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行います。

## 5 虐待が発生した場合の対応

- (1) 虐待が発生した場合の対応については、国が示す「高齢者虐待発生後対応マニュアル」等を参考に対応します。
- (2) 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職等の如何を問わず、厳正に対処します。
- (3) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とします。

## 6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等支援を行うこととします。

## 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待などの苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- (2) 受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。
- (3) 相談受付後の対応は「4、虐待等に関する報告」に添って対応し、対応の結果は相談者にも報告します。

## 8 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は本会各事業所で使用するマニュアル等に綴り、全ての職員が閲覧を可能とする他、ご利用者及びご家族が閲覧できるように事業所受付へ掲示や法人ホームページへの掲載を行います。

## 9 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

## 附則

この方針は令和5年4月1日より実施します。